



①-2 松江市総合体育館 冷暖房利用料

区 分	基 準 額 (1時間につき)			
	アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ以外	
	入場料を 徴収しない場合	入場料を 徴収する場合	営利宣伝を 目的としない場合	左記以外、入場料 を徴収する場合
メインアリーナ	13,980	41,950	41,950	55,930
サブアリーナ	1,730	5,190	5,190	6,920
会議室 (1室)	100	300	300	400
選手控室 (1室)	50	150	150	200
多目的ルーム				320
トレーニングルーム				240

①-4 松江市総合体育館 設備器具利用料

設 備 器 具	金 額	備 考
放送設備	2,390	
電光掲示板一対	大 1対	1日あたり
	小 1対	
シート	メインアリーナの3分の1 又はサブアリーナの2分の1	アリーナでのスポーツ以外の利用に限る (1日あたり)
長机1脚	100	会議室、多目的ルーム以外のスポーツ以外の 利用に限る (1日あたり)
椅子1脚	50	
湯 沸 室	510	1日あたり
コインシャワー	100	1回あたり

③ 北庭球場利用料 ※照明料 1コート1時間 410円

利用区分	利用時間	1面 (1時間)
一般・高校生	平日	510
	土日祝	610
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平日 1,530 土日祝 1,830
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平日 2,550 土日祝 3,050
中学生以下・ 高齢者・障がい者	平日	250
	土日祝	300
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平日 750 土日祝 900
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平日 1,250 土日祝 1,500

⑤ 楽山庭球場利用料

利用区分	利用時間	1面 (1時間)
一般・高校生	平日	340
	土日祝	400
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平日 1,020 土日祝 1,200
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平日 1,700 土日祝 2,000
中学生以下・ 高齢者・障がい者	平日	170
	土日祝	200
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平日 510 土日祝 600
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平日 850 土日祝 1,000

⑦ その他の共通設備

設備等	金額	備考
放送設備(携帯型)	1,100	1日あたり
テント1張	510	
映像設備1式	510	

①-3 松江市総合体育館 電気及び特殊電気利用料

区 分	1時間につき		備 考
	3号系列 点灯につき	3、4号系列 点灯につき	
メインアリーナ	640円	1,540円	1、2号の点灯は施設管理者に サブアリーナ 380円 790円 おいて行う
サブアリーナ	380円	790円	
特殊電気装置	実 費 徴 収		コンセントを含む

(注) 2分の1又は3分の1を区分して利用する場合の照明は、当該利用料の2分の1又は3分の1になります。

② 駐車場利用料金 (第1・第2)

区分	単 位	利用時間	金 額
自動車	1台につき (二輪は除く)	6:00~ 22:30	30分以内 無 料
			30分を超えて4時間以内 200円
		22:30~ 翌朝6:00	4時間を超えて30分毎に 100円
			1,010円

※30分に満たない場合は、30分とみなします。

④ 北公園多目的広場利用料 ※照明料 1時間 2,030円

利用区分	利用時間	9時~12時	12時~17時	9時~17時	9時以前及び 17時以降 (1時間)
		占 用	高校・一般	平日 2,440 土日祝 2,920	4,070 4,880
小中・高齢・障	平日	1,220	2,030	2,850	400
	土日祝	1,460	2,430	3,420	480
アマチュアス ポーツ以外利用	平日	7,330	12,220	17,110	2,440
	土日祝	8,790	14,660	20,530	2,920
個人	一 般	100	100	5~8月のみ17時~19時(1時間)	
	1人1枠につき 障がい者	50	50	一般100 高校生以下・障がい者50	
障がい者の介助者(障がい者1名につき1名まで) / 無料					

⑥ 楽山野球場利用料

利用区分	利用時間	1時間 につき
一般・高校生	平日	1,200
	土日祝	1,440
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平日 3,600 土日祝 4,320
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平日 6,000 土日祝 7,200
中学生以下・ 高齢者・障がい者	平日	600
	土日祝	720
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平日 1,800 土日祝 2,160
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平日 3,000 土日祝 3,600
アマチュアスポーツ 以外の催しもの	平日	3,600
	土日祝	4,320
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平日 10,800 土日祝 12,960
	営利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平日 18,000 土日祝 21,600

○利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含む。

○1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

○2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。